

ボイラー取扱作業主任者の職務 (ボイラー及び压力容器安全規則第25条第1項)

1. 圧力、水位及び燃焼状態を監視すること。
2. 急激な負荷の変動を与えないように努めること。
3. 最高使用圧力をこえて圧力を上昇させないこと。
4. 安全弁の機能の保持に努めること。
5. 1日に1回以上水面測定装置の機能を点検すること。
6. 適宜、吹出しを行ない、ボイラー水の濃縮を防ぐこと。
7. 給水装置の機能の保持に努めること。
8. 低水位燃焼しゃ断装置、火炎検出装置その他の自動制御装置を点検し、及び調整すること。
9. ボイラーについて異状を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。
10. 排出されるばい煙の測定濃度及びボイラー取扱い中における異常の有無を記録すること。

これくらい
慣れと油断に
ひそむ事故

平成29年標語 優秀作

主唱：公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 / 後援：厚生労働省

'17 ボイラーデー 11月8日